

令和7年度

日光市地方就職支援金

東京圏の大学・大学院（以下、大学等）を卒業・修了する学生に、日光市への移住及び栃木県内の中小企業等への就職を支援するため、就職活動にかかった交通費・移住にかかった移転費の一部を補助します。

支給金額

- ・就職活動に係る交通費：5,000 円
- ・移住に係る移転費：66,000 円

※企業が交通費、移転費の一部を支給している場合は別途計算

各 1 回限りの申請で、
予算がなくなり次第、
受付を終了します。

対象者すべての要件を満たす方

- ① 大学等の卒業・修了年度に、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパス（別紙）に在学し、卒業・修了していること。交通費は在学中の申請も可。
- ② 日光市在住していること。交通費を在学中に申請する場合は、栃木県内の企業に内定していて、日光市に移住する意思があること。
- ③ 申請時に大学等の卒業・修了日と就業開始日から1年以内であること。交通費を在学中に申請する場合は、就業開始予定日1年以内であること。
- ④ 日光市に支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。交通費を在学中に申請する場合は、大学等の卒業・修了日から1年以内に日光市に転入、また日光市に5年以上継続して居住する意思があること。

※その他要件あり

就業要件等すべての要件を満たす方

- ① 大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。交通費を在学中に申請する場合は、1年以内に就職する見込みであること。
- ② 勤務地が栃木県内に所在すること。
- ③ 官公庁等ではないこと。
- ④ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を勤めている法人等でないこと。
- ⑤ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ⑥ 栃木県内での勤務地限定型社員として採用予定であること。

※その他要件あり

↓裏面につづく

提出書類

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 卒業・修了証明書又は在学証明書
- (3) 交通費、移転費の領収書の写し
- (4) 現住所がわかるものの写し（住民票等）
- (5) 就業先の就業（内定）証明書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類



Q&A

（Q1）写真付き身分証明書の写しは、学生証でもよいか。

→（A）学生証であっても写真付きで氏名、生年月日が記載されていれば認められます。写真付き証明書がない場合はご相談ください。

（Q2）交通費の領収書は交通系 IC の画面コピーでもよいか。また、交通費の領収書の日付は、面接日から前後どの位の期間が有効となるか。

→（A）原則、公共交通機関が発行する領収書が必要です。また、日付は前後1日を基本とします。

（Q3）移転費は、レンタカーを借りた費用、高速道路料金、ガソリン代は対象となるか。

→（A）対象となります。ただし、レンタカーは、借入期間や車種、オプションなどが最低限であるとわかる資料、高速道路料金等は、移転に必要な経路であることがわかる資料が必要です。

（Q4）就職先の条件として、大企業から個人事業主まで対象となるか。

→（A）対象です。

（Q5）県外に支店があり、5年以内に転勤の可能性がある場合も対象となるのか。

→（A）日光市からの転居が必要な勤務地への転勤の可能性がある場合は、対象外になります。

（Q6）申請書類の提出は、郵送やメールでもよいか。

→（A）問題ありません。ただし、申請書類をご提出いただく際には事前に電話にてご連絡ください。

問合せ先

日光市地域振興部地域振興課地域政策係
〒321-1292 栃木県日光市今市本町 1 番地
TEL：0288-21-5147
Email：chiiki-shinkou@city.nikko.lg.jp

